

使用承認申請書

原子力発 第23186号
令和5年8月21日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

西村康稔 殿

住所 香川県高松市丸の内2番5号
氏名 四国電力株式会社
取締役社長 長井啓介
社長執行役員

原子力発電工作物の保安に関する命令第18条第3号の規定により次のとおり使用の承認を受けたいので申請します。

使用しようとする原子力発電工作物に係る事業場の名称及び所在地	名称 伊方発電所 所在地 愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3
使用しようとする原子力発電工作物の概要	別紙1のとおり
使用開始予定年月日及び使用期間	別紙2のとおり
使用の方法	
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日	令和3年12月22日

添付資料-1：使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

第一期工事

<p>使用しようとする原子力発電 工 作 物 の 概 要</p>	<p>伊方発電所第3号機 原子力設備 燃料設備 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵用容器 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）（1,2,3号機共用）のうち2基 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）2号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器（タイプ1）3号 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち2個 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）2号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計（タイプ1）3号 放射線管理設備 生体遮へい装置 <ul style="list-style-type: none"> ・補助遮へい 工事計画の認可番号及び認可年月日 認 可 番 号 原規規発第2107076号 20210618保第18号 認可年月日 令和 3年 7月 7日 工事計画の届出番号及び届出年月日 届 出 番 号 原子力発第21014号 届出年月日 令和 3年 6月18日 </p>
--------------------------------------	--

(続き)

第二期工事

<p>使用しようとする原子力発電 工 作 物 の 概 要</p>	<p>伊方発電所第3号機 原子力設備 燃料設備 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵用容器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) (1,2,3号機共用)のうち2基 ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 1号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 4号 <p>使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち2個 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 1号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 4号 <p>工事計画の認可番号及び認可年月日 認 可 番 号 原規規発第2107076号 20210618保第18号 認可年月日 令和 3年 7月 7日</p> <p>工事計画の届出番号及び届出年月日 届 出 番 号 原子力発第21014号 届出年月日 令和 3年 6月18日</p>
--------------------------------------	--

(続き)

第三期工事

<p>使用しようとする原子力発電 工 作 物 の 概 要</p>	<p>伊方発電所第3号機 原子力設備 燃料設備 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵用容器 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプ1) (1, 2, 3号機共用)のうち4基 ・使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプ1) 5号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプ1) 6号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプ1) 7号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器 (タイプ1) 8号 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計 (タイプ1) 5号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計 (タイプ1) 6号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計 (タイプ1) 7号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計 (タイプ1) 8号 工事計画の認可番号及び認可年月日 認 可 番 号 原規規発第 2107076 号 20210618 保第 18 号 認可年月日 令和 3年 7月 7日 工事計画の届出番号及び届出年月日 届 出 番 号 原子力発第 21014 号 届出年月日 令和 3年 6月 18日 </p>
--------------------------------------	---

(続き)

第四期工事

<p>使用しようとする原子力発電 工 作 物 の 概 要</p>	<p>伊方発電所第3号機 原子力設備 燃料設備 使用済燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵用容器 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) (1,2,3号機共用)のうち4基 ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 9号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 10号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 11号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器(タイプ1) 12号 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計のうち4個 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 9号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 10号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 11号 ・使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計(タイプ1) 12号 工事計画の認可番号及び認可年月日 認可番号 原規規発第2107076号 20210618保第18号 認可年月日 令和 3年 7月 7日 工事計画の届出番号及び届出年月日 届出番号 原子力発第21014号 届出年月日 令和 3年 6月18日</p>
--------------------------------------	---

第一期工事

<p>使用開始予定年月日及び 使用期間</p>	<p>使用開始予定年月日 令和7年2月</p> <p>使用期間 自：令和7年2月 至：令和3年7月7日付け原規規発第 2107076 号、 20210618保第18号をもって認可を受けた原子力発電工作物及び令和3年6月18日付け 原子力発第21014号をもって届け出た原子力 発電工作物に対する電気事業法第49条第1項に 定められる使用前検査の合格日（以下「使用前検査 の合格日」という。）</p>
<p>使用の方法</p>	<p>使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾 式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵 施設を使用する必要がある、一部工事が完了した使用済 燃料乾式貯蔵施設を使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき 使用する。</p>

(続き)

第二期工事

使用開始予定年月日及び 使用期間	使用開始予定年月日 令和7年6月 使用期間 自：令和7年6月 至：使用前検査の合格日
使用の方法	使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要がある、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

(続き)

第三期工事

使用開始予定年月日及び 使用期間	使用開始予定年月日 令和8年4月 使用期間 自：令和8年4月 至：使用前検査の合格日
使用の方法	使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要がある、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

(続き)

第四期工事

使用開始予定年月日及び 使用期間	使用開始予定年月日 令和9年1月 使用期間 自：令和9年1月 至：使用前検査の合格日
使用の方法	使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要がある、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を使用前検査の合格日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

使用を必要とする理由

使用済燃料ピットに貯蔵されている使用済燃料を乾式キャスクにて順次貯蔵するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を使用する必要がある、一部工事が完了した使用済燃料乾式貯蔵施設を使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、使用承認申請書中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日」とあるのは「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第15条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日」と読み替えるものとする。